

と み ぐすく
第4次 豊見城市

総合計画 後期基本計画

概要版



ひと・そら・みどりがつなぐ 響 (とよ) むまち とみぐすく



第4次豊見城市総合計画 後期基本計画 概要版 目次

1	総合計画の役割	1
2	総合計画の構成と期間	1
3	後期基本計画の体系	2
4	各施策の概要	4
	第1部 協働と交流によるまちづくり	4
	第2部 子どもが生きる学びと文化のまちづくり	6
	第3部 共助でつくる健康文化と福祉のまちづくり	8
	第4部 持続可能な環境と安心・安全のまちづくり	10
	第5部 地域特性を活かした産業創造のまちづくり	12
	第6部 都市とみどりが調和するまちづくり	14
	第7部 計画の推進のために	16



1 総合計画の役割

○ 長期的かつ総合的な地域経営の指針

総合計画は、全ての分野における行政運営の基本となる地方自治体の最上位の計画であり、地域主権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的に推進するためのまちづくりの長期的かつ基本的な指針となるものです。

○ 市民や各種団体・事業者などの活動の指針

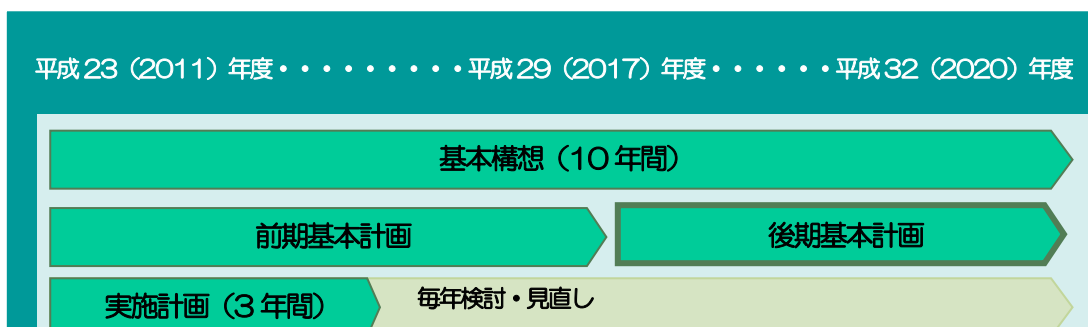
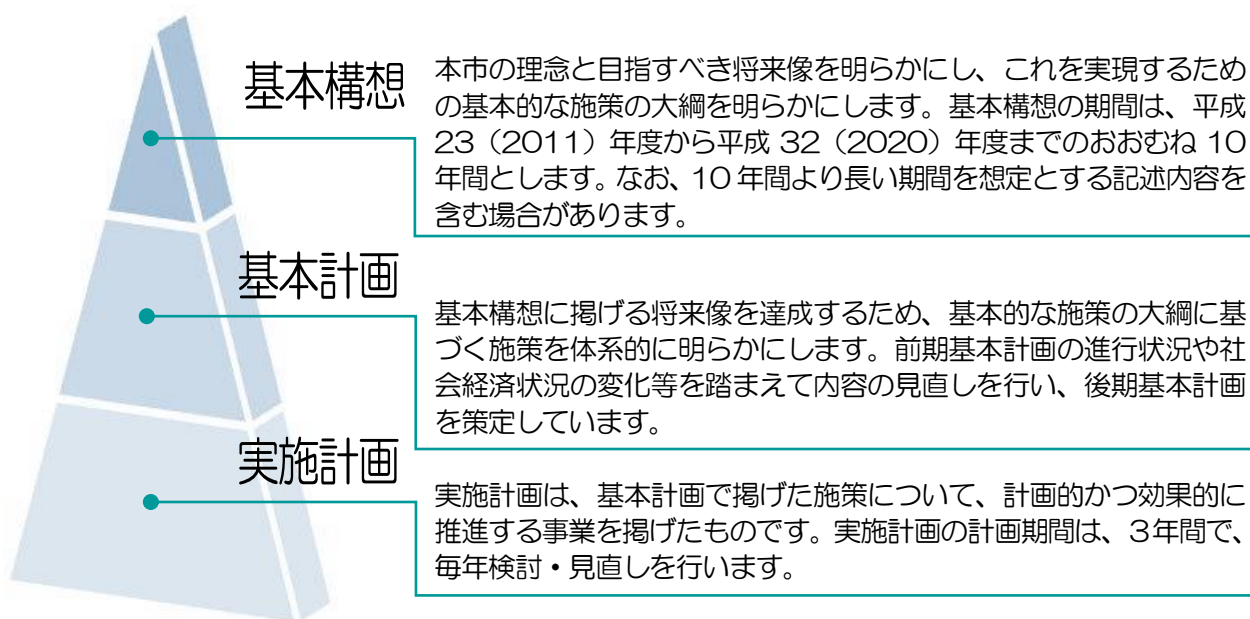
総合計画は、市民や各種団体・事業者に対し本市のまちづくりの方向性と必要な施策を示し、まちづくりに主体的に参画・協働するための指針となるものです。

○ 国・県などが策定する各種地域計画における指針

総合計画は、国や県、周辺自治体等との連携に際して、まちづくりの方向を示すものであり、計画実現に向けての必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基本的な指針となるものです。

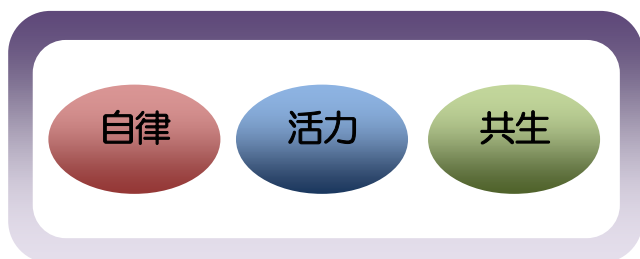
2 総合計画の構成と期間

この総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。それぞれの概要と期間は、おおむね次のとおりです。



3 後期基本計画の体系

○まちづくりの基本理念



○豊見城市の将来像

ひと・そら・みどり がつなく

響むまち
とよ
とみぐすく

ひとが健やかに助けあい
そらが広がる みどり豊かな まちを 共に築き
ひとと まちと が響き合うなかで
「豊見城 大好き!」
そう実感できる
響むまち とみぐすく を目指します!

○施策の体系

第1部 協働と交流によるまちづくり
～コミュニティ振興・市民参加・
交流・人権分野～

第2部 子どもが活きる
学びと文化のまちづくり
～教育・子育て・文化振興分野～

第3部 共助でつくる
健康文化と福祉のまちづくり
～健康・福祉分野～

第4部 持続可能な環境と
安心・安全のまちづくり
～環境・危機管理分野～

第5部 地域特性を活かした
産業創造のまちづくり
～産業分野～

第6部 都市とみどりが
調和するまちづくり
～市街地・都市基盤整備分野～

第7部 計画の推進のために
～行財政改革分野～

○将来目標人口

将来目標人口 70,000人

平成22(2010)9月末
住民基本台帳登録人口
57,696人

○各施策の詳細

第1部	第1章 コミュニティの振興	1節 コミュニティの振興	
	第2章 協働のまちづくり	1節 協働のまちづくり	
	第3章 交流の促進	1節 市民相互の交流促進	2節 県外・国際交流の促進
	第4章 平等参画社会の形成	1節 人権意識の普及	2節 男女共同参画社会の形成
	第5章 平和行政の推進	1節 平和行政の推進	
第2部	第1章 教育の充実	1節 幼児教育の充実	2節 義務教育の充実
	第2章 子育て環境の充実	1節 子育て環境の充実	
	第3章 地域文化の振興	1節 地域文化の振興	
	第4章 生涯学習社会の確立	1節 生涯学習社会の確立	
第3部	第1章 健康づくりの推進	1節 保健・医療体制の充実	2節 スポーツ・レクリエーションの振興
	第2章 福祉の充実	1節 地域福祉の体制充実	2節 高齢者福祉 3節 障害者福祉 4節 生活保護及び生活困窮者への支援
第4部	第1章 自然環境の保全と活用	1節 自然環境の保全と活用	
	第2章 公害対策と環境衛生	1節 公害問題への対応	2節 環境衛生対策の推進
	第3章 環境共生のまちづくり	1節 環境共生のまちづくり	
	第4章 災害に強いまちづくり	1節 防災都市づくり	2節 防災体制の整備と国民保護への対応
	第5章 総合的な危機管理体制の強化	1節 防犯体制の強化	2節 交通安全対策の推進 3節 消防と救命救急体制の充実
第5部	第1章 地域産業の活性化	1節 農業の振興	2節 水産業の振興 3節 商業の振興 4節 製造・物流業の振興
	第2章 新たな産業の創造	1節 観光・リゾート産業の振興	2節 新産業の育成・創出
	第3章 雇用の安定と促進	1節 雇用の安定と促進	
第6部	第1章 快適で暮らしやすいまちの形成	1節 計画的な土地利用の推進	2節 調和のとれた市街地の整備
	第2章 生活と産業を支える 都市基盤の整備	1節 道路網等の整備	2節 公共交通サービスの維持・向上 3節 公園・緑地の整備 4節 水の安定供給 5節 下水道の整備
第7部	第1章 行政運営の工夫	1節 行政運営の工夫	
	第2章 行財政の進行管理	1節 行財政の進行管理	

4 各施策の概要

第1部 協働と交流によるまちづくり ～コミュニティ・市民参加・交流・人権分野～

地域コミュニティの希薄化による社会の変貌や、低迷する経済情勢による地域活力の低下は本市においても例外ではなく、今、市民や自治体が自らの判断と責任でまちづくりをすることが求められています。このため、市民の力が地域で発揮できる仕組みをつくり、多様化する地域のニーズに市民と行政がそれぞれの役割を分担しながら自律した豊見城をつくることを進めていきます。

さらに「再生」と「新生」をキーワードに、地域間交流、世代間交流を推し進めるとともに、平等参画社会の形成に努めることにより、全ての市民がまちづくりに参加できる環境を構築していきます。

また、平和のまちづくりに向けて、戦跡の保全と活用に努めるとともに、平和学習や平和交流を通して平和行政を推進します。



第1章 コミュニティの振興

地域におけるコミュニティは、市全体の活力や各種施策へ影響を及ぼす重要な基盤となるものです。自治会の活性化をはじめ、市民活動団体やNPO法人（非営利団体）といった市民の自主的な地域活動への支援、地域活動を牽引する「地域リーダー」の発掘、様々な地域課題を解決するための新しい形態の組織や仕組みづくりの検討等を行い、コミュニティの振興を図ります。

○後期基本計画における取組

第1節 コミュニティの振興

(1) 自治会活動の活性化

(2) 地域活動への支援

第2章 協働のまちづくり

まちづくりに関する情報提供や市民参加の機会の拡大に努め、あらゆる立場や年代の市民が主体的にまちづくりに参加できる仕組みを整えます。また、行政の透明性と公平性を確保することで、市民と行政相互の対等な信頼関係を構築し、それぞれ自ら果たすべき役割を自覚しながら共に協力するまちづくりを推進します。

○後期基本計画における取組

第1節 協働のまちづくり

(1) 情報公開と共有化の推進

(2) 市民参加の機会拡大

第3章

交流の促進

市民・地域のそれぞれの個性を尊重しながら交流を行うことにより、スポーツ・文化・産業などの様々な分野での相互に有益な地域間交流を実現します。さらに交流による人材育成を図り、広い視野でのまちづくりを推進します。また、姉妹都市を軸とする県外交流の推進を図るため、新たな交流のあり方の検討等を行います。加えて、国際化に対する市民意識の高揚や市民活動のグローバル化に対応するため、国際交流の機会を増やすとともに、市民・民間団体・行政がそれぞれの役割を分担し、主体的な立場で国際交流を進めます。

○後期基本計画における取組

第1節 市民相互の交流促進

- (1) 市民交流に関わる情報提供
- (2) 市民交流機会の拡大

第2節 県外・国際交流の促進

- (1) 姉妹都市を軸とする県外交流の推進
- (2) 国際交流の推進

第4章

平等参画社会の形成

人権擁護に関わる啓発と普及活動を進めるとともに、児童虐待や家庭内暴力、セクハラ、パワハラ、モラハラ、マタハラなどの防止・抑止に向け、学校教育のみならず、社会教育としても取り組みます。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の制定などを踏まえ、今後も、国、地方公共団体、民間事業主体の各主体が一体となって取り組んでいくとともに、男女がともに尊重しあい平等に社会生活を営んでいける男女共同参画社会の形成に向けての啓発・教育活動を積極的に推進します。

○後期基本計画における取組

第1節 人権意識の普及

- (1) 人権意識の普及
- (2) 人権擁護活動の充実

第2節 男女共同参画社会の形成

- (1) 男女共同参画社会に関わる啓発
- (2) 男女共同参画の実践

第5章

平和行政の推進

「平和のまちづくり」に向け、平和学習や国際交流・平和交流などを通して相互理解を深めるとともに、戦跡を保全し平和学習資源としての活用を図ることを通して平和行政を推進します。

○後期基本計画における取組

第1節 平和行政の推進

- (1) 平和行政の展開
- (2) 戦跡の保全・活用

第2部 子どもが生きる学びと文化のまちづくり ～教育・子育て・文化振興分野～

地域の未来と「子育て」は切り離せるものではなく、次代の豊見城を担う子どもたちを健全に育成していくためには、子育て環境をはじめとして教育環境や教育内容の充実が必要となります。そのため、子ども一人ひとりの個性を最大限に尊重し、発揮できるよう学校・家庭・地域が連携して良好な教育環境、生活環境、社会環境づくりに取り組むとともに、その基盤となる施設の充実を図っていきます。

また、地域に根ざした独自の風土文化を次代に継承し、市民の地域への誇りと愛着を育むとともに、市民自らの誇りを構築することで、豊見城のアイデンティティとなる新しい文化の掘り起こしを推進していきます。



第1章 教育の充実

「生きる力」を育む教育の充実を図るとともに、施設などの改善や充実に取り組めます。また、地域や保護者等との連携により安心・安全で開かれ、信頼される学校づくりを推進します。さらに、きめ細やかな特別支援教育の充実を図るなど、個に応じた支援体制を充実します。

○後期基本計画における取組

第1節 幼児教育の充実

- (1) 教育プログラムと施設の充実
- (2) 多様なニーズへの対応
- (3) 家庭・地域、保育所等との連携強化
- (4) 個に応じた支援体制の充実

第2節 義務教育の充実

- (1) 教育プログラムの充実
- (2) 教育施設・設備等の充実
- (3) 学校給食の充実
- (4) 家庭や地域等との連携
- (5) 個に応じた支援体制の充実

第2章

子育て環境の充実

認定こども園の整備推進など、質の高い多様な保育サービスの提供充実を図るとともに、子育てにやさしいまちづくりを進めるため、地域と社会による子育て支援を図ります。また、児童の健全育成に資する生活環境の形成を推進するとともに、児童虐待防止対策やひとり親家庭への支援の充実、子どもの貧困対策の推進を図ります。

○後期基本計画における取組

第1節 子育て環境の充実

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 質の高い保育サービスの充実 | (2) 地域と社会による子育て支援 |
| (3) 児童虐待防止対策の充実 | (4) ひとり親家庭の支援の充実 |
| (5) 子どもの貧困対策の推進 | |

第3章

地域文化の振興

本市の長い歴史の中で育み継承してきた伝統行事をはじめとする豊かな地域文化を守り伝えていくとともに、「グスク」や戦跡などの史跡、文化財の保全と活用に努めます。また、文化振興の担い手となる人材育成や文化関連講座の開催等を図るとともに、市の歴史の継承に向けた取り組みを推進します。

○後期基本計画における取組

第1節 地域文化の振興

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 歴史的・文化的資源の保全・継承 | (2) 文化事業の推進と関連施設の充実 |
| (3) 市史の調査と記録 | |

第4章

生涯学習社会の確立

多様化する市民の生涯学習ニーズに応え、市民が生きがいに満ちあふれた生活を送ることができるよう、生涯学習のための機会やプログラムの充実に努めます。

また、学校施設や地域の公民館などを活用し、多様な体験や交流機会を提供することを通して、子どもたちが安全・安心かつ健やかに育まれる環境づくりに取り組みます。

○後期基本計画における取組

第1節 生涯学習社会の確立

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| (1) 生涯学習体制の充実 | (2) 多彩な生涯学習プログラムの提供 |
| (3) 子どもが健やかに育まれる地域環境づくり | |

第3部 共助でつくる健康文化と福祉のまちづくり ～健康・福祉分野～

まちの元気を生み出すには、市民が将来にわたって元気であり続けることが大切です。そのため、まず健康であることが前提となることから、生活習慣病予防や介護予防に重点をおき、健康増進のための体制づくりを推進していきます。さらに予防施策を実施することで医療費や社会保障費の抑制を図ります。

誰もが安心して暮らせることは、まちづくりの基本的な条件となります。少子高齢化の波は本市でも例外ではなく、福祉施策の更なる充実を図ります。また、行政のみでは十分な対応が困難な課題については、市民相互の「助け合い」「支え合い」の理念の下「共助」の仕組みづくりを推進していきます。



第1章 健康づくりの推進

市民の健康づくりの意識高揚を図るとともに、全ての市民が健康で明るく生活の質を高めながら暮らしていけるよう、ライフステージに応じた各種保健事業を展開しつつ、特に予防施策に重点を置いてその推進に取り組めます。

交通アクセスに恵まれた立地条件を活かしてスポーツコンベンションを推進するとともに、各種スポーツ教室や講座、新たなスポーツイベントの開催検討等による多彩なスポーツ事業の実施、スポーツ関連団体と指導者の育成支援を図ります。

○後期基本計画における取組

第1節 保健・医療体制の充実

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| (1) 健康意識の向上 | (2) 健康づくり事業の充実 |
| (3) 年金制度に関する支援の充実 | |
| (4) 国民健康保険の健全化と後期高齢者医療制度の運営 | |

第2節 スポーツ・レクリエーションの振興

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1) スポーツコンベンションの推進 | (2) 多彩なスポーツ事業の実施 |
| (3) スポーツ関連団体と指導者の育成支援 | |

「自助・互助、共助、公助」の考え方を基本に、支え合いのまちづくりによる新たな福祉システムの構築を目指します。そのため、総合的な地域福祉の推進体制の確立を進めるとともに、「コミュニティ・ソーシャル・ワーカー」の配置及びその資質向上などを図ります。

本市では、高齢者福祉、障害者福祉、生活保護や生活困窮者支援などの各分野でサービスや情報提供・相談体制の充実に努め、誰もが安心して生活し社会参加できる地域づくりを目指した福祉を積極的に推進します。

○後期基本計画における取組

第1節 地域福祉の体制充実

- (1) みんなで支える地域福祉のまちづくり
- (2) 地域福祉の人材と組織の育成
- (3) 権利擁護の充実

第2節 高齢者福祉

- (1) 地域包括ケアシステムの構築
- (2) 介護予防の推進と生きがいづくり

第3節 障害者福祉

- (1) 継続性のある支援体制の構築等
- (2) 障害者の自立と社会参加の支援

第4節 生活保護及び生活困窮者への支援

- (1) 生活保護と自立支援
- (2) 生活困窮者への支援



第4部 持続可能な環境と安心・安全のまちづくり ～環境・危機管理分野～

「住んでよかった、これからも住み続けたい」まちの構築のためには、豊かな自然とみどり、きれいな環境を市民一人ひとりが実感することが大切です。良好な環境を維持していくためには地球温暖化に代表される地球規模の環境問題から、悪臭問題等の身近な環境問題まで、常に意識を持って取り組む必要があります。廃棄物の適正処理や発生抑制、環境教育や環境負荷への軽減の取組を進める中で、自然と共生する循環型・低炭素社会の構築に努め、その理念を次代に向けて継承していきます。

安全で安心できる居住環境は、住みよいまちの基本です。地震・火災・水害などの被害を最小限に抑え、迅速な救助と復旧・復興活動を進めるための「防災都市づくり」を推進するとともに、地域と行政の連携による防災体制の構築、有事の際の対応など、総合的な防災対策を展開していきます。

第1章 自然環境の保全と活用

ラムサール条約の登録湿地である漫湖をはじめとする貴重な自然環境については、環境に悪影響を与えないような十分な配慮と、自然環境と共生できる形での活用等に努めながら、「ワイズユース（賢明な利用）」の取組について検討します。

また、自然環境に関する情報提供や環境保全活動に対する支援、自然環境に親しめる場の創出などを通じて、市民との協働による緑化の推進を図ります。

○後期基本計画における取組

第1節 自然環境の保全と活用

(1) 貴重な自然環境の保全

(2) 自然環境を活用した取組の充実

第2章 公害対策と環境衛生

航空機の離発着による騒音や自動車騒音、畜舎などからの悪臭、河川の水質汚濁などについては、引き続き改善に努めます。

また、ごみの量の削減と再資源化を進めるとともに、し尿や生活排水の適正な処理などを通して、快適な居住環境づくりに努めます。ごみの不法投棄に対する啓発・監視活動や市民と連携した美化運動についても継続的に行います。公営墓地については、地域の需要を把握し、必要とされる施設整備を推進します。

○後期基本計画における取組

第1節 公害問題への対応

(1) 騒音・振動対策

(2) 水質汚濁対策

(3) 大気汚染対策

(4) 悪臭対策

(5) 土壌汚染防止対策

第2節 環境衛生対策の推進

(1) ごみの資源化・減量化と適正処理

(2) 環境美化と不法投棄防止の推進

(3) 適正なし尿処理

(4) 狂犬病・動物愛護意識の向上・そ族昆虫・ハブ対策等

(5) 公営墓地整備の推進

第3章

環境共生のまちづくり

地球環境問題への対応に向けて、エコカーの普及促進、市民や事業者への啓発活動などを通して「低炭素社会」の実現を目指します。また、都市基盤整備における都市機能の集約や緑化の推進を図るなど、環境負荷を低減するまちづくりに取り組みます。

また、新エネルギーの開発・活用が急速に進んでいる現状を踏まえて、太陽光発電などを中心にクリーンで再生可能な新エネルギーの普及啓発に取り組みます。

○後期基本計画における取組

第1節 環境共生のまちづくり

- (1) 低炭素社会への取組推進
- (2) 環境負荷を低減するまちづくり
- (3) 新エネルギーの活用検討

第4章

災害に強いまちづくり

災害に強い都市構造の形成や構造物・建造物の整備、避難場所や避難路の確保など、地震・津波・火災・水害などの被害を最小限に抑える取り組みを充実するとともに、不発弾への適切な対応を図るなど、「防災都市づくり」を推進します。また、庁内の防災体制の充実と他機関との連携、自主防災組織の育成・充実に向けた支援などによる、地域と行政が一体となって取り組む防災体制の構築、有事の際の対応など、総合的な防災対策を展開します。

○後期基本計画における取組

第1節 防災都市づくり

- (1) 災害に強い都市構造の形成
- (2) 災害に強い建築物・構造物の整備
- (3) 不発弾への適正な対応

第2節 防災体制の整備と国民保護への対応

- (1) 行政の防災体制の充実
- (2) 地域防災組織の充実支援
- (3) 国民保護

第5章

総合的な危機管理体制の強化

防犯、交通安全、消防・救命救急などの各分野において危機発生時の迅速な対応と未然防止、設備の充実や人材の育成に努めます。また、感染症対策など危機管理の対象とすべき領域が多様化する中、関係機関との連携を図り総合的な危機管理体制を強化します。

○後期基本計画における取組

第1節 防犯体制の強化

- (1) 地域の防犯体制づくりの充実
- (2) 防犯に資するまちづくりの推進

第2節 交通安全対策の推進

- (1) 安全な道路交通環境の整備
- (2) 交通安全活動の充実

第3節 消防と救命救急体制の充実

- (1) 消防力の向上と火災予防の推進
- (2) 救命救急体制の充実
- (3) 感染症対策の充実

第5部 地域特性を活かした産業創造のまちづくり ～産業分野～

市民が元気に笑顔で住み続けるためには、経済的な活力が欠かせません。多様な地域資源を活かし、農業・水産業・商業・製造業などの既存産業の維持、向上を図ります。また、地理的特性を活かし、国や県の沖縄21世紀ビジョンに基づく「沖縄新・リーディング産業」育成に係る施策と連動して、観光や物流産業の振興を図るとともに、外部からの産業活力を取り入れ、さらに「農商工連携」による内発型産業の発展を促進します。まちのにぎわいは地域の活力となります。新しい産業を興す積極的な起業家を支援するとともに、雇用の促進を図ります。



第1章 地域産業の活性化

本市でこれまで営まれてきた農業・水産業、商業、製造業においては、とみぐすくブランドの定着や観光漁業の支援等による地域産業の活性化、経営安定や後継者の育成などの支援、各産業間の連携などに取り組むとともに、本市の地理的特性を活かし、国や県の「沖縄新・リーディング産業」育成に係る施策と連動して、新たな物流関連産業の集積・拠点づくりに努めます。

○後期基本計画における取組

第1節 農業の振興

- | | |
|------------------|----------------|
| (1) 優良農地の保全 | (2) 農業経営の安定化支援 |
| (3) 特産品を活かした農業振興 | (4) 農の多面的活用 |
| (5) 魅力ある農村環境の形成 | |

第2節 水産業の振興

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 水産業環境の充実 | (2) 多面的な水産資源活用 |
|--------------|----------------|

第3節 商業の振興

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 計画的な商業地配置 | (2) 特色ある商店街の育成支援 |
| (3) 新たな販路拡大 | |

第4節 製造・物流業の振興

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 工場経営の安定化 | (2) 豊崎地区を中心とした工業地形成 |
| (3) 物流関連企業の誘致・集積 | |

第2章 新たな産業の創造

観光振興に向け、地域資源の活用や、新たな観光施設や商業施設の誘致などに努めます。豊崎地区を含む西海岸地域における観光拠点の形成を目指します。また、「農商工連携」や「健康・ウェルネス・医療」及び「スポーツ」との連携、「とみぐすくブランド」や体験プログラムの創出、PRの強化に努めます。また、物流、情報通信、環境・エネルギー産業などの誘致や育成を促進します。

○後期基本計画における取組

第1節 観光・リゾート産業の振興

- (1) 観光拠点の充実
- (2) 西海岸地域における観光拠点の形成
- (3) 多彩な観光プログラムの提供
- (4) 観光振興体制の充実

第2節 新産業の育成・創出

- (1) 新たな産業の育成
- (2) とみぐすくブランドの構築
- (3) 企業誘致

第3章 雇用の安定と促進

関係機関と連携した就労支援や「ふるさとハローワーク」の周知・利用促進をはじめ、仕事と家庭、地域生活の調和が取れる社会の構築を目指すことを通じ、雇用の安定に努めます。また、地域産業を活性化させる取組や新たな産業創造の取組の中で雇用の継続と新規雇用の創出に努めるなど、雇用機会の創出を図ります。

○後期基本計画における取組

第1節 雇用の安定と促進

- (1) 雇用の安定
- (2) 雇用の創出



第6部 都市とみどりが調和するまちづくり ～市街地・都市基盤整備分野～

明確な土地利用の方針を定め、都市と農地と自然の調和を図ることはまちづくりの基本となります。周辺自治体と連携しながら、地理的優位性、交通の利便性を活かし様々な都市機能の集積拠点となりうる都市づくりを展開します。

また計画的な土地利用の転換を図り、都市機能の適正配置を行うことでバランスの取れた土地利用を進めます。さらに地域の個性や自然環境の調和を配慮した土地利用、「ユニバーサルデザイン」を取り入れた生活空間の整備を進め、都市とみどりが調和するまちづくりを推進します。



第1章 快適で暮らしやすいまちの形成

これからも快適で暮らしやすい「人と環境にやさしいまち」として持続的な成長を実現していくため、明確な方針とルールに基づいた計画的な土地利用を推進します。また、各地域の都市拠点の形成を進めるとともに、求心性のある「まちの顔」づくりと高度利用の促進を図ることで、豊見城市の「まちの顔」を形成します。

市街地の整備については、調和のとれた都市景観の保全と創出、安全で環境や人にやさしい住宅地形成や住宅づくりの誘導などを図ります。

○後期基本計画における取組

第1節 計画的な土地利用の推進

- (1) 土地利用方針の明確化
- (2) 土地利用の規制・誘導

第2節 調和のとれた市街地の整備

- (1) 豊見城市の「まちの顔」の形成
- (2) 市街地の計画的なまちづくり
- (3) 景観まちづくりの推進
- (4) 快適な住環境づくり

本市の道路網については、効率的な交通ネットワークの形成に努めます。まちの動脈となる国道や県道などの幹線道路網の充実についてはその促進を国や県に働き掛けるとともに、市道や生活道路のネットワークについては幹線道路との接続やその緊急性などを踏まえ重点的に整備を進めます。

また、交通弱者の増加や利便性向上の必要性を踏まえ、既存の公共交通の維持・充実とともに、新しい公共交通システムの導入可能性について、周辺自治体や関連機関と連携しながら検討します。

公園・緑地や上下水道については、計画的な整備、適切な維持・管理に加え、施設の長寿命化を推進し、快適な住環境の形成に努めます。さらに、長嶺グスク周辺については、歴史・文化的資源としての活用や斜面地の維持保全に努めるとともに、都市公園としての公園整備に努めます。

○後期基本計画における取組

第1節 道路網等の整備

(1) 幹線道路網の整備

(2) 生活道路網の整備

第2節 公共交通サービスの維持・向上

(1) バスサービスの維持・充実

(2) 新しい公共交通の検討

(3) 公共交通の利用増進

第3節 公園・緑地の整備

(1) 都市公園の整備

(2) 小公園・広場・緑地の整備

(3) 維持管理の工夫

第4節 水の安定供給

(1) 水道水の安定供給

(2) 水の有効利用の推進

第5節 下水道の整備

(1) 公共下水道（汚水・雨水）の整備

(2) 農業集落排水施設の活用

(3) 合併浄化槽の普及・啓発



第7部 計画の推進のために ～行財政改革分野～

市民の満足度を高めるためには、市民のニーズや意見を的確に把握し、常に良質な行政サービスを提供することが重要となります。地方主権社会では、施策展開には計画と評価が有機的に連動した体制づくりが必要であることから、行政課題の優先順位の明確化を図るとともに、総合的かつ計画的な地域経営を推進します。

また、質の高い行政サービスを提供するために、組織の効率化や職員的能力向上を図り、民間活力の導入や広域連携の活用により、行財政運営の効率化を推進します。

第1章 行政運営の工夫

より効果的・効率的な行政運営を行っていくため、行政事務の効率化に加え、本計画に基づく各施策を確実に進めていくための最適な組織づくりを推進します。また、平成30年3月の完成をめざし、新庁舎建設を進めます。

職員の研修機会の充実等による人材育成や、人事評価制度の適正な運用等を図り、市民ニーズの変化に対応できる体制づくりを進めます。

市民の生活圏の拡大により複雑かつ多様化する行政課題や需要に対応するため、周辺自治体との広域連携を図ります。

また、民間活力の活用、「豊見城市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく独自施策の展開などに継続的に取り組みます。

○後期基本計画における取組

第1節 行政運営の工夫

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 行政サービスの充実 | (2) 行政事務の電子化の推進 |
| (3) 機構改革と人事管理・人材育成 | (4) 民間活力の活用 |
| (5) 周辺市町等との広域連携 | (6) 独自施策の展開 |

第2章 行財政の進行管理

段階的・計画的な公共投資、「選択と集中」の考え方による重点施策の明確化、市民や外部機関の評価を伴う行財政評価の継続的な実施と充実などを通じ、行財政の的確な進行管理を進めます。また、自主財源の確保に向け、企業等の誘致による税収の増加やふるさとづくり寄付制度の利用促進を図ります。

総合計画の周知徹底や進捗管理を実施し、将来像の実現を図ります。

○後期基本計画における取組

第1節 行財政の進行管理

- | | |
|---------------------|-------------|
| (1) 計画的な財政運営に向けての取組 | (2) 行政評価の充実 |
| (3) 総合計画の推進 | |

とみぐすく

第4次豊見城市総合計画 後期基本計画 概要版

平成29年3月

とみぐすく

発行：沖縄県豊見城市

とみぐすく

沖縄県豊見城市翁長854番地1

電話(098)850-0246

編集：企画部 企画情報課

